

# 兵庫県公報

令和4年1月18日 火曜日 第277号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	1
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	2
○土地改良区の設立認可（農地整備課）	3
○土地改良区の解散認可（同）	3
○土地改良区清算人の就任の届出（同）	3
○臨時種畜検査の実施（畜産課）	4
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
○宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	4
○丹波篠山市宇土地区整備計画の認定（同）	5
<b>公 告</b>	
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	5
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○同上（同）	8
○同上（同）	8
○同上（同）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	11
○同上（同）	11
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	12
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消し等の届出	22
<b>教育委員会公告</b>	
○入札公告（県立教育研修所）	24

## 告 示

### 兵庫県告示第67号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和4年1月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 主催者の名称及び住所  
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良  
住所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地  
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
所在地 大阪府中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401
- 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和4年8月22日（月）	令和4年9月26日（月）

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 被処分者
  - 商号又は名称 東和ハイム株式会社
  - 代表者氏名 前川政明
  - 事務所所在地 西宮市市庭町1番27号
  - 免許番号 兵庫県知事(8)第202403号
  - 免許年月日 令和3年7月2日
- 2 処分の内容
  - 令和4年1月25日から同月31日までの7日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第75号

緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)第32条第1項の規定により、次の整備計画を認定し、令和4年2月1日から施行する。

令和4年1月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称
  - 丹波地域
- 2 整備計画の名称
  - 丹波篠山市宇土地区整備計画
- 3 整備計画の区域
  - 丹波篠山市宇土(区域は縦覧に供する整備計画に示す。)
- 4 整備計画の縦覧場所
  - 兵庫県庁、丹波県民局及び丹波篠山市役所

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坂根 (302030001)	姫路市夢前町山之内(別図1のとおり)	地滑り

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
  - 令和4年1月26日(水)から同年2月9日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
  - 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室及び夢前事務所
- 4 意見書に関する事項
  - (i) 様式
    - 要領第5条第2項の規定により定める様式

- (2) 提出先  
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課  
〒670-0947 姫路市北条1-98
- (3) 提出期限  
令和4年2月9日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和4年3月28日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年1月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ヤマダストアー青山店  
所在地 姫路市広畑区西蒲田4番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
ヤマダストアー株式会社 揖保郡太子町鵜495番地1 山田和弘
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
ヤマダストアー株式会社 揖保郡太子町鵜495番地1 山田和弘  
外未定2者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年10月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,728.7平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
152台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
91台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
132.8平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
16.92立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後11時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで